

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年6月7日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和4年7月7日 05時55分ごろ
発生場所	京都府宮津市由良海岸北東方沖 博奕岬灯台から真方位246° 3.5海里付近 （概位 北緯35° 31.5′ 東経135° 16.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート第二三喜丸は、航行中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年8月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 第二三喜丸、5トン未満（長さ4.97m） 251-688 京都、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力5.9kW、回転数毎分5,500、2気筒、ボア56mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、進水年月日不詳
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣り場へ向かう目的で航行中、出航してから約10分後に船外機が停止した。</p> <p>船長は、船外機を始動しようとしたが始動しなかったため、船舶所有者に連絡し、船舶所有者が海上保安庁及び知り合いの漁船船長に本船の救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した漁船によって出航地にえい航された。</p> <p>船舶所有者は、本インシデント後、本船から船外機を取り外し、機関整備業者に点検を依頼したところ、キャブレターに水が溜まって船外機に燃料が供給されなくなっている状態が確認された。</p> <p>機関整備業者は、船舶所有者に本船の燃料タンク（以下「本件タンク」という。）を確認するように伝え、船舶所有者が本件タンクを調べたところ、容量20ℓの本件タンク内に約0.5～1.0ℓの水が溜まっていたことが確認された。</p> <p>船舶所有者は、本船を毎年5月～11月ごろ使用しており、本インシデントの約2か月前に本件タンクを一旦空にして内部に錆がないかどうか確認し、ガソリンスタンドへ本件タンクを持って行って店員にガソリンを満タンにしてもらった後、本件タンクを本船の甲板上に置</p>

	<p>いた状態で本船を砂浜に停めていたが、本件タンク内を点検していなかった。</p> <p>船舶所有者は、本件タンク内に結露によると考えられる以上の量の水が溜まっていたことを確認した。</p> <p>船長は、本インシデント当日の発航前、本船の船外機が異常なく始動することを確認したが、本件タンク内の状態は点検しなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、出航前に本件タンク内の点検が行われていない中、出航後約10分間航行していたところ、本件タンク内に溜まっていた水が船外機のキャブレターに供給されたことから、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本件タンクは、砂浜に止められた本船の甲板上に置かれていたが、本インシデントの約2か月前に内部を確認して満タンにガソリンが入れていたが、約2か月の間に容量20ℓの本件タンク内に約0.5～1.0ℓの水が溜まった原因を明らかにすることができなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、出航前に本件タンク内の点検が行われていない中、出航後約10分間航行していたところ、本件タンク内に溜まっていた水が船外機のキャブレターに供給されたため、船外機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、船舶を借用して操船する場合には、発航前に燃料タンク内の燃料の状態も点検すること。</li> </ul>